

四日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月28日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第8号

四日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

四日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則（令和2年四日市市規則第49号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
四日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年四日市市条例第31号）附則の規則で定める日は、 <u>令和4年6月30日</u> とする。	四日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年四日市市条例第31号）附則の規則で定める日は、 <u>令和4年3月31日</u> とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（健康福祉部保険年金課）